

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十条の規定に基づき、鉄骨造の建築物について一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合等を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

鉄骨造の建築物について一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合等を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十条に規定する一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合は、一の柱を除いたと仮定した建築物の構造耐力上主要な部分に、当該建築物に常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。））によって生ずる応力度が、建築物の構造耐力上主要な部分の各断面のいずれかにおいて短期に生ずる力

に対する許容応力度を超える場合とする。

第二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後三十分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない柱の構造方法は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードで覆ったもの
- 二 厚さが十二ミリメートル以上の窯業系サイディングで覆ったもの
- 三 厚さが十二ミリメートル以上の繊維強化セメント板で覆ったもの
- 四 厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードに厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は難燃合板を重ねて覆ったもの
- 五 厚さが十五ミリメートル以上の鉄網モルタル塗りで覆ったもの

#### 附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。